

グループホーム田沢の家 利用料金表

グループホーム入居利用料（１割負担）

(単位；円)

利用料項目	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
基本報酬	752	787	811	827	844
サービス提供体制強化加算(Ⅲ) ※１	6	6	6	6	6
食材料費	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
家賃	650	650	650	650	650
水道光熱費	350	350	350	350	350
１日あたりの利用料金	2,858	2,893	2,917	2,933	2,950
１月あたりの利用料金	85,740	86,790	87,510	87,990	88,500
初期加算（３０日間） ※２	30	30	30	30	30
若年性認知症利用者受入加算 ※３	120	120	120	120	120
退居時相談援助加算 ※４	400	400	400	400	400
介護職員処遇改善加算（Ⅰ） ※５	１月の介護サービス費の合計の 1,000 分の 111				
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) ※６	１月の介護サービス費の合計の 1,000 分の 23				
介護職員等ベースアップ等支援加算 ※７	１月の介護サービス費の合計の 1,000 分の 23				

グループホーム入居利用料（２割負担）

(単位；円)

利用料項目	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
基本報酬	1,504	1,574	1,622	1,654	1,688
サービス提供体制強化加算(Ⅲ) ※１	12	12	12	12	12
食材料費	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
家賃	650	650	650	650	650
水道光熱費	350	350	350	350	350
１日あたりの利用料金	3,616	3,686	3,734	3,766	3,800
１月あたりの利用料金	108,480	110,580	112,020	112,980	114,000
初期加算（３０日間） ※２	60	60	60	60	60
退居時相談援助加算 ※４	800	800	800	800	800
介護職員処遇改善加算（Ⅰ） ※５	１月の介護サービス費の合計の 1,000 分の 111				
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) ※６	１月の介護サービス費の合計の 1,000 分の 23				
介護職員等ベースアップ等支援加算 ※７	１月の介護サービス費の合計の 1,000 分の 23				

グループホーム入居利用料（３割負担）

(単位；円)

利用料項目	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
基本報酬	2,256	2,361	2,433	2,481	2,532
サービス提供体制強化加算(Ⅲ) ※１	18	18	18	18	18
食材料費	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
家賃	650	650	650	650	650
水道光熱費	350	350	350	350	350
１日あたりの利用料金	4,374	4,479	4,551	4,599	4,650
１月あたりの利用料金	131,220	134,370	136,530	137,970	139,500
初期加算（３０日間） ※２	90	90	90	90	90
退居時相談援助加算 ※４	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
介護職員処遇改善加算（Ⅰ） ※５	１月の介護サービス費の合計の 1,000 分の 111				
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) ※６	１月の介護サービス費の合計の 1,000 分の 23				
介護職員等ベースアップ等支援加算 ※７	１月の介護サービス費の合計の 1,000 分の 23				

介護予防グループホーム入居利用料（1割負担）（単位；円）

利用料項目	要支援 2
基本報酬	748
サービス提供体制強化加算(Ⅲ) ※1	6
食材料費	1,100
家賃	650
水道光熱費	350
1日あたりの利用料金	2,854
1月あたりの利用料金	85,620
初期加算（30日間） ※2	30
若年性認知症利用者受入加算 ※3	120
退居時相談援助加算 ※4	400
介護職員処遇改善加算（Ⅰ） ※5	1月の介護サービス費の合計の1,000分の111
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) ※6	1月の介護サービス費の合計の1,000分の23
介護職員等ベースアップ等支援加算 ※7	1月の介護サービス費の合計の1,000分の23

介護予防グループホーム入居利用料（2割負担）（単位；円）

利用料項目	要支援 2
基本報酬	1,496
サービス提供体制強化加算(Ⅲ) ※1	12
食材料費	1,100
家賃	650
水道光熱費	350
1日あたりの利用料金	3,608
1月あたりの利用料金	108,240
初期加算（30日間） ※2	60
退居時相談援助加算 ※4	800
介護職員処遇改善加算（Ⅰ） ※5	1月の介護サービス費の合計の1,000分の111
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) ※6	1月の介護サービス費の合計の1,000分の23
介護職員等ベースアップ等支援加算 ※7	1月の介護サービス費の合計の1,000分の23

介護予防グループホーム入居利用料（3割負担）（単位；円）

利用料項目	要支援 2
基本報酬	2,244
サービス提供体制強化加算(Ⅲ) ※1	18
食材料費	1,100
家賃	650
水道光熱費	350
1日あたりの利用料金	4,362
1月あたりの利用料金	130,860
初期加算（30日間） ※2	60
退居時相談援助加算 ※4	800
介護職員処遇改善加算（Ⅰ） ※5	1月の介護サービス費の合計の1,000分の111
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) ※6	1月の介護サービス費の合計の1,000分の23
介護職員等ベースアップ等支援加算 ※7	1月の介護サービス費の合計の1,000分の23

【利用料金項目※１～７の内約】

- ※１ 事業所の介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が１００分の７５以上である場合に、１日につき算定します。
- ※２ 入居した日から３０日以内の期間について、１日につき算定します。また、医療機関に１ヶ月以上入院した後、退院して再入居した場合も算定します。
- ※３ 受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当を定め、その者を中心に、利用者の特性やニーズに応じたサービスを行った場合、１日につき算定します。
- ※４ 利用期間が１月を超える利用者が退居し、居宅において居宅サービス等を利用する場合、退居時に利用者及びその家族等に対して居宅サービス、その他の保健医療サービス等について相談援助を行い、かつ、退居日から２週間以内に市町村、地域包括センター等に必要な情報を提供した場合に、１回を限度として算定します。
- ※５ 介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして届け出た事業所が、入居者に対しサービスを行った場合、１月の介護サービス費の合計の１０００分の１１１に相当する額が「介護職員処遇改善加算」として、１月につき加算されます。
- ※６ 介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして届け出た事業所が、入居者に対しサービスを行った場合、１月の介護サービス費の合計の１０００分の２３に相当する額が「介護職員等特定処遇改善加算」として、１月につき加算されます。
- ※７ 介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして届け出た事業所が、入居者に対しサービスを行った場合、１月の介護サービス費の合計の１０００分の２３に相当する額が「介護職員等ベースアップ等支援加算」として、１月につき加算されます。

その他の料金

(単位；円)

理 美 容 代		電 気 代	
カット（女性）	1,900	テレビ（１ヶ月分）	300
顔そり（女性）	1,900	電気毛布（１ヶ月分）	240
カットと顔そり（女性）	2,200	文 書 料	
調髪と顔そり（男性）	2,500	簡易な証明書	1,000
丸刈りと顔そり（男性）	2,300	入居証明書	3,000
調髪（男性）	2,200	ドライクリーニング	実費相当額
丸刈り（男性）	2,000	利用者の選択による 日常生活品費 注１	実費相当額
パーマ	4,300		
白髪染め	2,800		

注１ ただし、事業所で準備している日常生活品（別紙）をご利用いただける場合は個人負担はありません。